

女性スポーツ委員会規程

(総則)

- 第1条 この規程は、一般社団法人日本ろうあ者卓球協会(以下「当会」という。)の、女性スポーツ委員会(以下、「委員会」という。)について定める。
- 2 委員会は、当会定款第38条2項に基づく専門委員会とし、委員会の組織、活動方法等は、この規程の定めるところによる。

(目的)

- 第2条 本委員会は、当会の卓球競技に関連するあらゆる事案について、当会に登録する女性アスリートの意見を取りまとめ、適切な本会機関に対して意見や施策を具申するとともに、女性アスリートの育成並びに女性ろうあ者卓球競技の普及発展に寄与することを目的とする。

(基本活動)

- 第3条 本委員会は前条の目的達成のため、次の諸活動を行なう。
- 1) 女子アスリート選手の環境の改善や整備に関すること
 - 2) 女性アスリート選手のセクハラ・パワハラなどのコンプライアンス啓発に関すること
 - 3) 女性ろうあ者卓球競技の社会的役割や価値の向上に寄与すること
 - 4) その他選手に関連すること

(構成)

- 第4条 本委員会の委員の構成は次のとおりとする。
- 1) 委員長 1名
 - 2) 委員 若干名

(委員選出)

- 第5条 委員長は、理事又は学識経験者のろう者の中から理事長が委嘱する。
- 2 委員長は、理事長が委任した事項における業務を執行する。
 - 3 委員は、委員長が本会理事及び学識経験者、強化指定選手経験者のうちから推薦する者を、理事会に諮って、理事長が委嘱する。
 - 4 委員会の委員は、競技キャリアの中で、ドーピング違反などによる制裁を受けたことがない者でなければならない。

(任期)

- 第6条 委員長並びに委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
- 2 委員長または委員が、補欠または増員により選任された場合の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
 - 3 委員長及び委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

(委員会の開催)

- 第7条 委員会は、年1回以上開催するものとし、委員長がこれを招集する。
- 2 委員は、必要に応じて委員の半数以上の請求があった場合、いつでも委員会の開催を求める

ことができる。

(議長)

第8条 委員会の議長は、委員長とする。

(決議)

第9条 委員会の決議は、委員の過半数(委任状含む)が出席し、その出席者の過半数をもって決議とする。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(活動費)

第10条 委員会活動にあたっては、本会で定める旅費規程による。

(規程の改廃)

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は令和2年6月28日より施行する。